

この申請書は高校生までのお子様のいる世帯の世帯主にお送りしております。原則申請者は子の父または母となりますのでご注意ください。

としまの子ども応援給付金申請書

豊島区
受付印

豊島区長

1. 申請者

記入日

年

月

日

(フリガナ) 氏名	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	年 月 日	電話 ()

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

※DV、災害等で元の居住地に住民票を置いたまま豊島区に避難している場合、右の欄に☑し、「実際に居住している豊島区の住所」欄もご記入ください。

DV、災害等で豊島区に避難している。

実際に居住している豊島区の住所

2. 配偶者

① 配偶者有 以下の欄に、配偶者の氏名・生年月日・住所・電話番号をご記入ください

(フリガナ) 氏名	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	年 月 日	電話 ()

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

② 配偶者無 こちらに☑してください →

★離婚または離婚前提別居されたかた★ 該当する場合のみ、以下のいずれかあてはまる方にチェックを入れてください。

1. 令和5年4月3日から令和5年5月31日までの間に離婚し、対象児童と同居して養育することとなった。
 2. 令和5年4月3日から令和5年5月31日までの間に離婚前提で配偶者と別居し、対象児童と同居して養育することとなった。

3. 対象児童(平成17年4月2日~令和5年4月1日に生まれた児童を記入してください。)

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居 別居	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日	同居 別居	
2			年 月 日	同居 別居	
3			年 月 日	同居 別居	
4			年 月 日	同居 別居	

※同居・別居の別については令和5年4月2日時点の状況を記入してください。

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- としまの子ども応援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、豊島区が必要な住民記録等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、豊島区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 豊島区が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、豊島区が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、豊島区は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、としまの子ども応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、としまの子ども応援給付金を返還します。

4. 受取方法

以下の金融機関口座(申請者名義の口座)への振込となります。

通帳、キャッシュカードのコピー等、振込先の普通預金口座が確認できる書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)							(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連		本・支店 本・支所 出張所		普通								
金融機関番号		店番号										
4.信連												

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

5. 添付書類

下記の他、必要に応じて追加で書類を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【すべての方に提出いただく書類】

(1) 振込先の普通預金口座が確認できる書類のコピー(申請者名義に限ります)	<input type="checkbox"/>
(2) 申請者の方の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、旅券等)のコピー	<input type="checkbox"/>

【該当する方のみ提出いただく書類】

★お子様の住所が豊島区外にある方

お子様の住民票の写し(原本)	<input type="checkbox"/>
----------------	--------------------------

★令和5年4月3日から令和5年5月31日までの間に離婚し、対象児童と同居して養育することとなった方

※児童手当、児童扶養手当、児童育成手当の申請手続きで戸籍謄本を提出済の場合は不要です。

離婚日の記載された戸籍謄本	<input type="checkbox"/>
---------------	--------------------------

★令和5年4月3日から令和5年5月31日までの間に離婚前提で配偶者と別居し、対象児童と同居して養育することとなった方

※児童手当の申請手続きで資料を提出済の場合は不要です。

離婚前提別居中であることが客観的に証明できる書類 (夫婦関係等調整調停申立書と調停期日呼出状等のコピー、弁護士等により作成された書類のコピーなど)	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

【提出先】

東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区 子育て支援課

「としまの子ども応援給付金」担当 宛て